

中間会計基準案等、議論大詰め

—ASBJ

去る11月29日、企業会計基準委員会が、第515回企業会計基準委員会を開催した。主な審議事項は以下のとおり。

企業会計基準諮問会議からの報告

11月22日に開催された第49回企業会計基準諮問会議（2023年12月10日号（No.1696）情報ダイジェスト参照）で審議された次のテーマ提言について、同会議議長から報告がされた。

- ・上場企業等が保有するVCFファンドの出資持分に係る会計上の取扱い→テーマとして提言
- ・実務対応報告19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」の改正→テーマ提言するにあたり、見直しの範囲を検討
- ・パーチャルPPAの会計処理→実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼

委員からは、特段の異論は聞かれなかった。

金融資産の減損

第207回金融商品専門委員

会（2023年12月10日号（No.1696）情報ダイジェスト参照）に引き続き、金融商品の減損に関する会計方針の開発について、ステップ4（信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされていない金融機関に適用される会計基準の開発）に関する審議の進め方について、検討が行われた。

次の論点について検討し、ステップ4を採用することが見込まれる金融機関の代表者に意見聴取する事務局案が示された。

- (1) 債権単位での信用リスクの著しい増大の判定
- (2) 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重
- (3) 実効金利法に関連する論点（金融商品の測定に関する論点を含む）

委員からは、方向性に賛成の意見が聞かれた。

四半期報告書制度の見直し

第514回親委員会（2023

年12月10日号（No.1696）情報ダイジェスト参照）に引き続き、

金商法改正による四半期報告書制度の見直しに伴う「(仮称)中間会計基準等」の開発について、審議が行われた。

改正法の施行時期と中間会計基準等の適用時期をあわせる場合、「最初に半期報告書の提出が求められる中間会計期間から適用する」旨の文案が示された。また、経過措置として、第1四半期報告書と半期報告書を同一

会計

貸手のリース期間等、議論

—ASBJ、リース会計専門委

去る11月27日、企業会計基準委員会は第138回リース会計専門委員会を開催した。

第137回（2023年12月1日号（No.1695）情報ダイジェスト参照）に引き続き、企業会計基準公開草案73号「リースに関する会計基準（案）」等に寄せられたコメントへの対応の方向性と個別事項について、審議が行われた。

また、11月29日開催の第515回親委員会でも同テーマについて議論された。

貸手のリース期間

公開草案では、「貸手は、借手による延長又は解約オプショ

年度に提出する会社は、1Qの四半期財務諸表には四半期会計基準等が適用されるが、中間財務諸表は期首から中間会計基準等が適用されるとする事務局案が示された。

文案等の検討も行われ、委員から特段の異論は聞かれなかった。次回親委員会（12月13日開催予定）で公開草案を公表議決する方針。

専門委員からは、賛意が聞かれた。

また、第515回親委員会では、「読みやすさとして、原則と例外の規定を逆にしては」との意見が聞かれた。

注記事項

公開草案では、短期リースの注記の内容について、短期リースと少額リースの費用を区分して集計していない場合に合算した金額で注記することもできるとする定めにおいて、短期かつ少額のリースの場合に注記対象から除外してよいか等の明確化を求めるコメントが寄せられていた。

これを受けて、事務局は「短期かつ少額のリースに係る費用については短期リースに該当するため、注記の対象とする公開草案を変更しない」と対応案を示した。

専門委員からは、「もともと少額リースが注記の対象外なのは金額的なインパクトがないから。短期かつ少額となると注記の対象になるという解釈には賛成できない」といった意見が聞かれた。

また、第515回親委員会でも同様の意見が聞かれ、事務局から検討する旨の回答があった。

産業横断的指標等の開示、検討

—SSBJ

去る11月28日、SSBJは第26回サステナビリティ基準委員会を開催した。

案をした。専門委員からは、賛意が聞かれた。

第25回（2023年12月10日（No.1696）情報ダイジェ

産業横断的指標等（内部炭素価格）

スト参照）に引き続き、IFRS S1号、S2号に相当する日本基準の開発の審議が行われた。

日本版S2基準において、IFRS S2号の定めを取り入れるとともに、次頁図表2の事項を規範性のあるものとして定める提案をした。

審議された具体的な検討事項は主に次のとおり。

専門委員からは、「(4)で『範囲で示すことができる』とあるが、

日本版S2基準において、IFRS S2号の定めを取り入れるとともに、図表1の事項を規範性のあるものとして定める提

案をした。作成者側からするとむしろ悩ましいのでは」などの意見が聞かれた。事務局は、「セグメントごと

（図表1）産業横断的指標等（報酬）事務局案

- (1)~(3)はIFRS S2号と同様の定め
- (4) 当期に認識された役員報酬のうち、気候関連の評価項目と結び付いている部分の割合に関する情報の定めに基づき開示する情報について、定量的情報又は定性的情報（又はこれらの組み合わせ）による記述を開示しなければならない。
- (5) 気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれているかどうかにおいて気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれているものの、他の評価項目と結び付いて役員報酬に組み込まれており、気候関連の評価項目に係る部分のみを区分して識別することができない場合には、その旨を開示した上で、気候関連の評価項目を含む評価項目全体について組込方法及び当期に認識された役員報酬のうち、気候関連の評価項目と結び付いている部分の割合に関する情報を開示することができる。

さらに、次の事項について、日本版S2基準の結論の背景で説明する。

- (6) 「指標及び目標」セクションの報酬に関する定めと、「ガバナンス」セクションのパフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれているかどうかに関する定めとの関係

ポジティブ・メンタルヘルス

「一定の制約がほしいってー」

メンタルクリエイター 江口 毅

友人が書道展で名のある賞を受賞したと聞いたので、書道展に行ってきました。友人の作品は、躍動感があり観る者をワクワクさせるような見応えのある隷書体でした。このような素晴らしい作品と出合うたびに思うのですが、数年ぶりに筆を持ちたくありません。

美術展や書道展に行くと、たいへんは数時間をかけてじっくりと鑑賞します。しかし今回は、心に訴えかける作品が少なかったの

の問題ではないだろうかと思いつきました。筆者にとって「美しい」とは、制約のなかで生まれるものです。書道でいえば、漢字または仮名で書かなければならない、白と黒の調和で表現しなければならぬというのが制約です。このような制約があるからこそ、作者は知恵を絞り、創意工夫し、良い作品を生み出すのではないのでしょうか。前衛書道は、このような制約を減らしたことで自由度を広げましたが、そのことで書道本来の美しさを損ねてしまった面があるように思えたわけです。

また、私たちが生きている社会についても同様のことがいえます。日々の生活のなかには、法律、倫理、規範意識などがあります。そのような制約があることで、我慢を強いられること、面倒臭いと感じること、思いどおりにならなくてイライラすること、面白みに欠けることなどがあるでしょう。しかし、制約があることで、私たちは秩序や安心安全という恩恵に与ることができているといえます。

で、すぐに切り上げてしまいました。その理由の一つとして、前衛書道の作品が多かったことが挙げられます。前衛書道とは、実験的で非文字的な造形芸術として発展した書道の新しい流れです。文字を素材とする、書体や書風などといった従来の考え方にとらわれず、点や線の結合体、筆脈によるリズム感などを越えて表現したものと

は、書道に限った話ではありません。茶道や華道は、その厳しい型という制約があるからこそ、所作の美しさや礼節ある人格が育まれます。スポーツはルールという制約があるから、観ていて楽しく、興奮でき、ときに感動します。仕事も同じだといえます。仕事にはあらゆる制約が付きものです。予算、時間、人員、使用する製品の性能など限られた条件のなかで成果を出さなければなりません。そのため、私たちは知恵を絞り、創意工夫し、議論を重ね、入念に準備をします。だからこそ美しい結果を生み出せます。

制約は窮屈なものです。制約がなければいいのにと思うことも少なくありません。しかし、私たちは制約のおかげで、美しいものを生み出し、知らず知らずのうちに価値あるものを受け取っているのではないのでしょうか。

に内部炭素価格を定めていて、事業ごとに炭素価格を変えている場合、そのすべてを開示するのはかなりの負担になる。範囲

(図表2) 産業横断的指標等(内部炭素価格)事務局案

- (1)~(3)はIFRS S2号と同様の定め
- (4) 内部炭素価格を意思決定に適用しているかどうかにおいて内部炭素価格を意思決定に適用しており、同じ目的において複数の内部炭素価格を意思決定に適用している場合(例えば、事業によって異なる内部炭素価格を同じ投資判断目的で用いている場合)、温室効果ガス排出に係るコストの評価に用いている内部炭素価格を開示するにあたり、それぞれの内部炭素価格を開示しなければならない。ただし、この同じ目的に用いている内部炭素価格を範囲(最小値と最大値)で示すことができる。
- (5) 内部炭素価格を意思決定に適用しているかどうかにおいて内部炭素価格を意思決定に適用しており、複数の目的で内部炭素価格を意思決定に適用している場合、それぞれの目的についてその適用方法及び温室効果ガス排出に係るコストの評価に用いている内部炭素価格を開示しなければならない。

国際会計

資本の性質を有する金融商品の改訂案、公表——IASB

去る11月29日、IASBは、IAS 32号「金融商品：表示」、IFRS 7号「金融商品：開示」およびIAS 1号「財務諸表の表示」を改訂する「資本の性質を有する金融商品」(以下、「公開草案」という)を公表した。

改訂の背景

IAS 32号は、金融商品を金融負債または資本に分類する際の原則を定めている。多くのケースでは、IAS 32号の原則

これに対応するために、「資本の性質を有する金融商品」のディスカッション・ペーパーが2018年に公表され、新たな分類の原則が検討されたが、フィードバックを受けた結果、IASBは当該アプローチを進めないことを決定した。

公開草案の概要

今回の公開草案での提案では、IAS 32号の負債と資本の分類の原則がより明確にされて

国際会計

報告セグメントの開示に関するASU、公表——FASB

去る11月27日、FASBは会計基準アップデート(ASU) 2023-07「セグメント報告(トピック280)——報告セグメント開示の改善」を公表した。

セグメント情報の開示については、マネジメント・アプローチを規定したFASB基準書(SFAS) 131号(現行のトピック280)の発行から、重要な改訂はされていなかった。

ASUの概要

このASUは、開示情報の強化のため、「重要なセグメント費用」などの追加開示を要求している。具体的には、ASUは

また、金融負債が資本かの分類のみでは捉えることのできない金融商品の性質や複雑性等に関する情報のIFRS 7号およびIAS 1号に基づく開示が求められている。

コメント期限

当該公開草案に対するコメント期限は、2024年3月29日。

公開企業に次の追加の開示等を要求しているが、現行の開示要求と報告セグメントの決定方法に変更はない。

- ・「重要なセグメント費用(定期的に経営上の最高意思決定者(Chief operating decision maker) (以下、「最高意思決定者」)に報告され、セグメント損益の測定額 (measure of profit or loss) (以下、「セグメント損益」)に含まれる費用)」の開示
- ・報告セグメントの「その他のセグメント項目 (other segment items) (「セグメント

- ・報告セグメントの損益と資産に関するすべての年間の開示要求を期中期間に拡大
- ・最高意思決定者が、セグメントの業績の評価と資源の配分方法の決定にあたり2つ以上のセグメント損益を使用している場合、セグメント損益を追加開示できることを明確化
- ・最高意思決定者の役割と最高意思決定者がセグメントの業績の評価と資源の配分方法の決定にあたりどのようにセグメント損益を使用しているかの説明の開示
- ・単一の報告セグメントを有する公開企業に対して、現行のトピック280の開示を追加してこのASUの開示を要求することを明確化

適用関係

ASUは、2023年12月16日以降開始する年度と2024年12月16日以降開始する期中期間から遡及的に適用され、早期適用は認められる。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2023年11月27日	「循環取引に対応する内部統制に関する共同研究報告」(公開草案)	日本監査役協会・日本内部監査協会・JICPA	循環取引は、取引先が実在し、正常取引を装うものが多いため、通常の監査業務のなかで発見することは困難なケースも少なくないことから、循環取引に対応する内部統制という観点について3協会が共同して検討し、取りまとめたもの。コメント期限は2023年12月27日。 https://www.kansa.or.jp/news/post-10152/	—
2023年11月29日	法律79号 金融商品取引法等の一部を改正する法律	金融庁	四半期報告書制度の廃止のほか、顧客本位の業務運営の確保や金融リテラシーの向上、その他のデジタル化の進展等に対応した顧客等の利便向上・保護に係る施策等に関する規定を整備するもの。 https://kanpou.npb.go.jp/20231129/20231129g00250/20231129g002500004f.html	—

日銀バランスシートの限界

金融

日銀は11月28日、4―9月期の決算を発表した。それによると、保有国債の含み損が、9月末時点で10兆5,000億円となり、市場金利の上昇によって過去最大の含み損になった。

2013年に異次元緩和策を導入後、初めて含み損益が赤字に転落したのが、昨年の4―9月期決算だった。今回は、比較可能な現行制度が始まった1998年以降では最大だ。

金利の変動による含み損の増大は、市場の変化に対する日銀の財務状況の脆弱性を示している。貸出金は、今年1月に決めた共通担保資金供給オへの拡充もあり、95兆5,308億円と前年同期末から15兆3,892億円の増加。また、保有する上場投資信託(ETF)は9月末時点で23兆5,794億円の含み益となり、半年前と比べ約7.5兆円の増加だった。すなわち大まかにいえば、9月末時点では金利上昇により10兆円の含み損、株価上昇により23兆円の含み益があることになる。

以上より日銀の財務状況は、

世界の株価が年末高となるためには

証券

世界主要国の株価は11月中旬以降、一進一退、横ばいの動きとなっている。米株価は前回の米連邦公開市場委員会(FOMC)前後、10月末から上昇の勢いがみられたが、11月中旬には、特にその後半から勢いが止まった。日本以外の市場では、株価は米株価の動きと見事な横並びで推移し、11月は上昇から一進一退、横ばいの月となった。

現在、米株式市場は次のFOMCを睨みながら動くだろうと予想されているが、焦点のインフレや金融政策の変更をめぐっては見方が分かれ、足元の株価が方向感に欠ける原因となっている。もちろん、年末高への期待も強く感じられるが、11月の景気指標の結果によってその可否がはっきりするだろう。

11月の米消費者物価が予想を上回る沈静化を示す数字になれば、金利引上げなし、早めの利下げ予想の高まりで、債券利回りの下落、株価上昇方向への転換が明確になろう。反対にインフレが悪化予想になれば、FOMCの金利政策はタカ派色を強

め、株価上昇期待は先送りということになってしまう。

現在、欧米中心に世界的なインフレの方向性は沈静化に向かいつつも、高止まりの懸念も多い。多くの国で賃上げやサービ

ス値上げなどの価格転嫁は十分とみられ、米インフレの動向は予断なしにみる必要がある。

米国以外の国々の株価は、今後も米株価に追随するであろうが、各国独自のファクターがその国の株価に影響してくる。日本市場では、為替相場の変動が企業収益に大きな影響を及ぼす。11月、日本株価が米株価に横ばい推移の期間、為替相場は円安から円高へ転換の動きをみ

せ、同時に海外依存の高い企業の株価は足踏みの気配が感じられた。円高転換は米利上げ終了予想が強まった時期だった。

12月のFOMCの結果、米金利・米株価はどう動くか、それが円相場・日本株価にどう影響するか、広く目配りを効かせた考察が求められている。